平成２３年（フ）第２４４号
埼玉県桶川市大字川田谷889番地の２
債務者　若狭　俊彦
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　　進
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
京都市右京区嵯峨野有栖川町40番地96
債務者　新井　貴恵（債務発生時の姓左右田）
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　容子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
札幌市中央区南21条西９丁目２番34号
債務者　田沼　佳子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小笠原洋介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０４号
愛知県春日井市柏井町７丁目４番地12
債務者　橋本　英俊
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成田　　真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４２号
名古屋市中川区東起町１丁目66番地の１　シティ・ライフ東起103号
債務者　アリ・モータースことモハマッドアリこと　ＡＬＩ　ＭＯＨＡＭＭＡＤ
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　陽児
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７号
兵庫県西宮市甲子園九番町８番16―303号、前住所愛知県名古屋市中村区名駅５丁目14番４号　ワピタ名駅501号
債務者　池上　　勉
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６３号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目19番地の１
債務者　河野　武雄
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６４号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目19番地の１
債務者　河野香代子
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８号
鹿児島県姶良市増田124番地２
債務者　岩神　秀樹
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
三重県伊勢市小俣町宮前633番地２　メゾン宮前Ａ―101号
債務者　吉田　明美
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１２１６号
さいたま市桜区中島１丁目７番３号
債務者　川崎　祥英
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８７号
埼玉県川口市朝日２丁目11番１号　サンルビー朝日102号
債務者　永田　博昭
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１０号
さいたま市西区大字佐知川1239番地　レオパレスフォンティーヌⅡ201
債務者　佐久間直樹
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目12番２号　30ＴＨスクエア303
債務者　長岡　雅彦
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
埼玉県上尾市大字小敷谷961番地２　メゾンドゥアンソレイ202
債務者　海老澤弘樹
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
埼玉県鳩ケ谷市桜町４丁目４番３―803号
債務者　杉山　慶子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
埼玉県鴻巣市北新宿1433番地５　エキスポハイツＢ棟203号
債務者　笠原　志穂（旧姓牛間木）
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係